

新 旧 対 照 表

期日指定定期預金規定

令和4年9月1日改訂

新	旧
<p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>4. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>(2022年9月1日現在)</p>	<p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>4. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>(2020年4月1日現在)</p>